



福祉医療費受給者証に関するお知らせ

●重度心身障害者医療費助成制度

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日(火)です。7月1日以降も制度の対象となる人には新しい受給者証を送付しますので、更新手続きは不要です。ただし、更新の受給要件を確認する必要がある人には、ご案内を郵送しますので、6月26日(金)までに更新手続きをしてください。

◎申請方法・場所

窓口：障害福祉課、山陽総合事務所、埴生支所
郵送：〒756-8601 山陽小野田市役所 障害福祉課 宛

●乳幼児医療費助成制度

◎対象 未就学児

現在お持ちの受給者証の有効期限は、7月31日(金)です。現在受給中の人で、8月1日以降も対象となる人には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。
※未申告等により所得の確認ができない場合は受給者証を送付できませんので、ご注意ください。
※住所や健康保険等に変更があった場合は、忘れずに届け出てください。

●子ども医療費助成制度

◎対象 小学1年生～中学3年生

現在お持ちの受給者証の有効期限は、7月31日(金)です。現在受給中の人で、8月1日以降も対象となる人には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。
※住所や健康保険等に変更があった場合は、忘れずに届け出てください。

●ひとり親家庭医療費助成制度

現在受給中の人には、6月中旬に更新書類を送付しますので、7月31日(金)までに更新手続きをしてください。

◎対象 18歳未満の児童がいるひとり親家庭の母・父および児童

※児童と同居するその直系血族および兄弟のすべてが市民税所得割非課税であること。
同じ家屋の場合、世帯分離していても同居とみなします。

◎必要なもの 更新申請書、保険資格情報の分かるもの（資格確認書、マイナポータルの資格情報画面等）

◎申請方法・場所

窓口：子育て支援課、山陽総合事務所、埴生支所
郵送：〒756-8601 山陽小野田市役所 子育て支援課 宛

※今まで所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人でも、対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

障害福祉課

子育て支援課

TEL 82-1170 FAX 82-1240
TEL 83-0854 FAX 82-1240